

## 「パートナーとともに行う育児」推進事業業務委託仕様書

「パートナーとともに行う育児」推進事業業務委託については、この仕様書の定めるところによる。

### 1 委託事業名

「パートナーとともに行う育児」推進事業業務委託

### 2 目的

「男性の育児参画が大切である」との考え方が広がり、男性育児休業取得率も上昇傾向であるが、一方で、「取るだけ育休」などの課題や、依然としてワンオペ育児に悩む母親も多い。また、男性についても、育児参画に対する意欲はあるものの、仕事との両立で悩み、心身ともに負荷が増して、「男性の産後うつ」になるリスクも指摘されており、「男性育児参画の質の向上」に向けた取組が重要になっている。

「男性育児参画の質の向上」には、父親になる前の「プレパパ」の時期から、「父親になる心構え」や「パートナーとのコミュニケーション」、「仕事と家庭の両立」などを学び、母親が産後うつになりやすい出産直後の時期から、パートナーとともに育児を行うことが重要である。また、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高いNEXT 親世代（これから親になる若い世代）を対象として、そのモチベーションを将来親になる時まで保つよう、普及啓発に取り組むことも有効である。

そこで、「男性育児参画の質の向上」に向けて、これから父親となる方を主な対象に、市町や企業等と連携しながら、令和の時代に相応しい内容と実施方法によるプレパパ教室をワークショップ形式でモデル的に開催し、実践を通じてその必要性を発信するとともに、ワークショップ後も育児の悩みが相談できるコミュニティづくりの支援を行う。また、ワークショップ開催に必要なノウハウや手順等を整理して、県内で「パートナーとともに行う育児」に向けたワークショップの実践を広く定着させる。さらに、NEXT 親世代を対象とした、男性育児参画の普及啓発につながるワークショップを実施する。

### 3 委託事業の概要

(1) 委託業務の実施期間 委託契約の日から令和4年3月15日まで

(2) 委託業務の主な内容

#### ①「パートナーとともに行う育児」ワークショップのモデル開催

- ・市町、企業等と連携したワークショップの開催

(市町、企業等と連携した参加呼びかけ、申込者取りまとめ、ワークショップ運営等)

- ・NEXT 親世代（中高生）を対象としたワークショップの開催

#### ②ワークショップの継続開催に向けたコンテンツ作成

- ・ワークショップのファシリテート手順整理

- ・ワークショップ用の教材等の作成

#### 4 業務内容

##### (1)「パートナーとともに行う育児」ワークショップのモデル開催

「パートナーとともに行う育児」をテーマに、より多くの男性が参加しやすい方法によりワークショップを開催する。

なお、ワークショップについては、参加者や市町、企業等のニーズを踏まえて、各回異なる内容や進め方で実施することも可能とする。

##### ①ワークショップをモデルとなって開催する市町、企業等の選定

- ・ モデルとなってワークショップを開催する市町、企業等は、県が募集・選定を行う。
- ・ 県がモデル市町、企業等を募集するにあたって、ワークショップの開催概要や進め方、市町や企業等の役割などを明確にした説明用資料を作成すること。

##### ②市町、企業等と連携したワークショップの企画

ワークショップは講師等による講義だけでなく、参加者が数名ずつでグループワークを行うなど、主体的に参加する形式で実施すること。また、以下を踏まえて、進行内容を検討すること。

- ・ 男性の育児参画の理解促進に資するもの
- ・ パートナーとともに行う育児への理解が深まるもの
- ・ パートナーとのコミュニケーションに関するノウハウが得られるもの
- ・ その他、実践に向けたヒントやアイデアなどの気づきが得られる内容であること

#### I 実施方法

市町、企業等と連携してワークショップを開催すること。なお、複数の市町、企業等による共同開催も可能とする。

- ・ ワorkshopの時間は1時間程度を目安とすること。
- ・ 市町と連携するにあたっては、市町が実施している既存の「プレパパママ教室」等との連携も検討、提案すること。
- ・ 企業等と連携するにあたっては、従業員が業務の一環（研修等）として参加できるようにするなど、対象者が参加しやすい仕組みを検討、提案すること。
- ・ 講師（ファシリテーター）と参加者、また参加者同士のコミュニティ形成を支援し、ワークショップ終了後もSNS等を通じて育児に関する悩み相談ができるネットワークづくりに取り組むこと（ネットワークづくりに関する問い合わせ、相談に対応すること）。

#### II 実施場所

- ・ 参加者が会場に集合する形式のワークショップと、オンライン形式によるワークショップを実施すること。

- ・ 会場に集合する形式、オンライン形式のそれぞれの特徴やメリットを活かした進め方を企画し、実施すること。
- ・ ワークショップ開催にあたって会場および機材使用料等が必要となる場合は、その費用は委託料に含む。
- ・ 開催する曜日や時間帯、開催方法等は、モデルとなる市町や企業等と調整し、県と協議のうえ決定する。

＊参加者が会場に集合して開催するワークショップ

- ・ 県と協議のうえより多くの参加が見込める会場を選定すること。
- ・ 県が別途定める指針に従い、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行って実施すること。

＊オンラインによるワークショップ

- ・ 参加者が職場や自宅等の一般のインターネット回線を経由して、パソコンやスマートフォン、タブレット等の情報通信端末で参加できること。

### Ⅲ 参加対象

これから父親となる男性を主な対象として企画すること（パートナーと一緒に参加することを呼びかける内容も可能とする）。

### Ⅳ 実施回数

- ・ 県がモデルとして選定した市町、企業等と連携して、会場に集合する形式のワークショップを2回以上、オンライン形式によるワークショップを3回以上開催すること。
- ・ モデル市町、企業等において、会場に集合する形式のワークショップ、オンライン形式によるワークショップのいずれで開催するかについては、市町や企業等の希望やニーズを踏まえ、県と協議のうえ決定する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況により、会場に集合して開催するワークショップの実施が困難となった場合等の対応については、県と協議をして決定する。
- ・ ワークショップは、原則令和3年10月までに実施するように計画すること。

### Ⅴ 参加目標

各回40名（組）程度、合計200名以上

### Ⅵ 講師（ファシリテーター）等

ワークショップの講師（ファシリテーター）は、実施内容について知見があるとともに、ワークショップの進行に関するノウハウを有する者を選定し、事前に県と協議を行うこと。

なお、グループワークでは、各グループの意見交換をサポートするサブファシリテーターを配置するなど、参加者が発言しやすい工夫をすること。

## ③ ②のワークショップの運営

### I 資料の作成

ワークショップで使用する教材、資料等については、参加者が理解しやすく、実践的に使用できるよう考慮することとし、事前に県と協議を行うこと。

## Ⅱ ワークショップの周知、参加者の募集・問合せ、参加者の決定

- ・ ワークショップ開催要項、申込案内を分かりやすく作成し、周知すること。周知方法については事前に県と協議を行うこと。
- ・ 募集、問い合わせに対応するため、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを設定すること。
- ・ 参加者に過度な負担がかからない申込み方法を提示すること。
- ・ 参加決定者に参加決定の連絡をすること。また、定員超過等のため参加できない者に対しても通知すること。
- ・ 参加者決定後、県に参加者名簿を提出すること。

## Ⅲ 参加者アンケートの実施及びアンケート結果の集計

- ・ ワークショップ終了後に参加者アンケートを実施すること。アンケート内容については県と協議を行うこと。
- ・ アンケート結果を集計、分析し、県に提出すること。

## Ⅳ その他

- ・ ワークショップ参加料は徴しないこととする。

### ④NEXT 親世代を対象としたワークショップ

上記①～③によるワークショップの他、NEXT 親世代（中学生、高校生、大学生などのこれから親になる若い世代）を対象としたワークショップを1回以上開催すること。

- ・ 「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高い NEXT 親世代を対象として、そのモチベーションを将来親になる時まで保てるよう、育児参画に関する普及啓発につながる内容を企画すること（中学校、高校または大学等において、40名程度の参加者での実施を想定）。
- ・ 講師（ファシリテーター）等を派遣するとともに、ワークショップの資料等を作成すること。
- ・ ワークショップを開催する学校等は契約後に県が指定することとし、実施方法等については県と協議して決定する。

### （2）ワークショップの継続開催に向けたコンテンツ作成

「パートナーとともに行う育児」をテーマにしたワークショップが、オンラインも活用しながら、市町や企業等の主催で数多く開催されるよう、ファシリテートに関する標準的な手順書を作成するとともに、ワークショップで使用するためのワークシート等のコンテンツを作成すること。

#### ①ファシリテート手順書作成

市町において妊娠・出産に関する知識の普及を行う助産師・保健師や、企業等の労務・人事担当者をターゲットとして、市町や企業等主催で独自にワークショップを開催できるよう、オンラインでの開催も念頭に、ファシリテートに関する標準的な手順書を作成する。

【想定する内容】

- \* 男性育児参画に適したファシリテートの具体的な手順
- \* 男性育児参画と夫婦関係の相関に関するデータの見せ方
- \* 参加者に男性育児参画に関するさまざまな事例を紹介するコツ
- \* 家事育児に関する父親と母親の意識ギャップとそれを解消する手法など

②ワークシート等作成

参加者に対して、男性育児参画の重要性、実際の育児に関わる手法などの実践的な知識のほか、パートナーとの意識のギャップなどを図やイラストを使用してビジュアル的に分かりやすく紹介したり、同じ子育て環境の男性との情報交換に役立つワークシートなど、ファシリテーターや他の参加者とのコミュニケーションを通じて意識向上を図ることができるワークシートや動画コンテンツ等の教材を作成する。なお、動画を制作する場合は、テロップやポイントもしくは字幕を挿入するなど、誰もが学びやすい工夫を行うこと。

【想定する内容】

- \* 自身の思い描く育児のカタチの見える化
- \* パートナーが期待していることを考える
- \* 優良事例、失敗事例などのケーススタディから学ぶ など

③制作および提出方法

- \* 内容や制作等について、随時、県と打ち合わせを行い、県の確認を得たうえで制作すること。
- \* 提出は電子媒体により行うこととし、県と協議して決定する。

(3) 事業計画および事業完了報告の提出

契約後、速やかに県に対して事業計画を提出するとともに、終了後、事業完了報告（紙及び電子媒体）を提出すること。

## 5 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又

は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

## 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関

係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 1 1 その他

- ・ 執行経費の支出に伴う関係書類は、当該年度を含め 5 年間適正に保存するとともに、県が提出を求めたときは、速やかに提出すること。
- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。  
なお、ワークショップに活用した資料等において、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等は受託者に留保するものし、この場合、県は当該業務の範囲内において使用できるものとする。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、県の検査後に支払うものとする。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例に罰則規定があるので留意すること。
- ・ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- ・ 事業実施にあたっては、県が別途定める指針にともない、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行って実施すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と県が協議のうえ、決定することとする。

## 1 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：川端・小川

Tel: 059-224-2404 FAX: 059-224-2270 E-mail: shoshika@pref.mie.lg.jp